

第 2 期中長期目標期間における
国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務実績に関する評価要領

令和 3 年 8 月 2 7 日
令和 4 年 2 月 2 8 日一部改正
令和 5 年 2 月 2 8 日一部改正
令和 6 年 2 月 2 9 日一部改正
令和 7 年 2 月 2 8 日一部改正
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

独立行政法人通則法第 35 条の 6 の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構の第 2 期中長期目標期間（令和 2 ～ 6 年度）における業務の実績に関する評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」、「日本医療研究開発機構の業務運営の基本方針」及び「国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務の実績等に関する評価の基準」によるほか、以下のとおり実施することを基本とする。

1. 評価単位及び項目別評定は、別表のとおりとする。
2. 評価単位「Ⅲ.（2）基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施」及び「Ⅲ.（3）基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等」において、個別の項目別評定の結果を取りまとめる際の計算方法は、以下のとおりとする。

① 点数化

項目別評定結果を次のとおり点数化する。

S : 4、A : 3、B : 2、C : 1、D : 0

② 平均値の算出

①による評価単位の点数を平均し、上位の項目の点数を算出する。

③ ランク付け

②で算出した点数を次のとおりランク付けし、ランクに対応する評定を主務大臣評価とする。

3. 5 以上	: S
2. 5 以上 3. 5 未満	: A
1. 5 以上 2. 5 未満	: B
0. 5 以上 1. 5 未満	: C
0. 5 未満	: D

④備考

機構における自己評価の際には、Ⅲ.（2）及び（3）については、項目別評定での自己評価を付すこととする。

3. 主務大臣は、機構の研究開発を取り巻く状況変化等に応じ、項目別評定間のウ

エイト付けを含め、柔軟な評価の取りまとめを行えることとする。

(別 表)

	評価単位	項目別評定 (評価案作成省庁)
Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
(1) AMED に求められる機能を発揮するための体制の構築等	○	
(2) 基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施	○	
① 医薬品プロジェクト		○ (厚労省)
② 医療機器・ヘルスケアプロジェクト		○ (経産省)
③ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト		○ (文科省)
④ ゲノム・データ基盤プロジェクト		○ (厚労省)
⑤ 疾患基礎研究プロジェクト		○ (文科省)
⑥ シーズ開発・研究基盤プロジェクト		○ (文科省)
(3) 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等	○	
① 政府出資を活用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等		○ (内閣府)
② 健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等		○ (内閣府)
③ 新型コロナウイルスワクチンの開発支援		○ (厚労省)
④ ワクチン・新規モダリティの研究開発		○ (内閣府)
⑤ ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成		○ (文科省)
⑥ 創薬ベンチャーエコシステムの強化		○ (経産省)
⑦ 大学発医療系スタートアップの支援		○ (文科省)
⑧ 医学系研究力の強化		○ (文科省)
⑨ 先端国際共同研究の推進		○ (文科省)
(4) 疾患領域に関連した研究開発	○	

Ⅳ. 業務運営の効率化に関する事項	○	
Ⅴ. 財務内容の改善に関する事項	○	
Ⅵ. その他業務運営に関する重要事項	○	